

一 表字或方判
一文政令

日 百三十五

一 字字或方判

日 百三十五

一 字及判

日 百三十五

右に通増あるは百三十五字に替りて南に元を是とす
通増ありて字令或ありて字令解り不字令に字
系大取より法小に替り用を勅り然るに日の上
出より月替り下より上替りて字令方より替り
元の上名度て及河信山科ハ元代及秋元ハ元全地
元と台相お入念下下付ハ

六十一

明治元年庚申四月

大目付下

古令取月替り出方ハ元今般保字正字中判
差分判字増通用ハ 行出ハ元付後月替り元出
元の上と道法遠近ハ元相四ハ元お替り割合元
と通

- 一 慶長金 百支元代り 令より元拾八支
- 一 表判 同元代り 同三右七拾八支
- 一 元保令同元代り 同三右七拾七支
- 一 元保令同元代り 同元右七拾七支

一 元文金同り
 同三百二支
 一 高字或方判同り
 同三百四支
 一 草字或方判同り
 同三百拾支
 一 一両判同り
 同四百七拾支
 右通増ありは尚下り合柳も不付生は戸
 系大坂に外務は川替は用を効り若たは同下
 貴金あり川替下り且川替人の尚下り同と先
 近百支は令文存元より交増ありは亦同り
 之を入用にお尋ひ候は以後約三百支は令文支
 元より令文川替持たは下りは若たは上増至は也

の推考して乳の上急度て及所詰りるは料も
 以代取私候も領主地取らおらね入候下り付ん
 右一物向て下り候様にては相觸れ

四月

支替り用達

辨元所

浪元

治所

三井組
為替用取扱不

本支替所

十人組
為替用取扱不

